

ワーケーション施設「Karuizawa Prince The Workation Core」 会員利用規約

この会員利用規約（以下「本規約」といいます。）は株式会社西武不動産が提供するワーケーション施設「Karuizawa Prince The Workation Core」サービスを利用するにあたり、会員が遵守すべき事項を定めたものです。

第 1 条 （定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、「ワーケーション施設「Karuizawa Prince The Workation Core」」サービスをいいます。
- (2) 「本施設」とは、本サービスの提供を行う施設をいいます。
- (3) 「運営管理者」とは、本サービスの提供を行う株式会社西武不動産をいいます。
- (4) 「会員」とは、本サービスの利用にあたり、運営管理者との間で、本サービスの利用契約を締結した者をいいます。
- (5) 「専用サイト」とは、運営管理者が指定する本サービスを利用するための専用ウェブサイトといいます。

第 2 条 （利用可能時間）

1. 会員は、別紙記載の営業時間内に限り本施設を利用することができます。
2. 運営管理者は、休館日や臨時の営業時間短縮等の事前告知を専用サイトに掲載する等の方法により行います。

第 3 条 （利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、専用サイトに掲載される料金表に定めるとおりとします。
2. 予約時間の短縮またはキャンセルを行うことなく、予約開始時間が経過したときは、会員が予約登録した内容に従って本施設を利用したものとみなし、前項に定める利用料金が課されるものとします。

第 4 条 （利用方法）

1. 会員は専用サイトで予約登録をした上で、本施設の席・個室等を利用することができます。利用希望日の 31 日前から、15 分単位（本施設の一部の席は 1 日単位・時間単位）で予約ができます。
2. 本施設入退館の際は、専用サイトより発行されるスマートキー（もしくは本施設の入退館にかかる情報を付与された電子カード（以下「非接触型 I C カード」といいます。)) を用いて入館打刻および退館打刻を行うものとします。
3. 予約開始時間の 5 分前から入館可能としますが、座席の利用は予約開始時間以降としま

す。

4. 予約時間の短縮は 15 分単位で、キャンセルは、予約開始時間前までに専用サイトより行うことができます（1 日単位・時間単位での予約のことはできません）。
5. 予約時間の延長は、予約終了時間までに専用サイトより行ってください。ただし、他の会員の予約が入っている場合は延長できません。（1 日単位・時間単位での予約のことはできません）
6. 前項の手続きを行わずに予約終了時間を 5 分以上超えて退館した場合には、超過時間につき通常利用料金（15 分単位料金）の 1.5 倍の金額が課されるものとします。
7. 入退館打刻が不完全な場合、一定時間の利用があったとみなし利用料金が課される場合があることを予めご了承ください。スマートキー（もしくは非接触型 IC カード）により、入退館打刻が確実に行われていることを確認するものとします。
8. 専用サイト以外の方法（電話、メール、口頭等）による予約登録および予約内容の変更等はできないものとします。
9. 本施設利用後は、机・椅子や設備・備品等を元の状態に戻していただきます。
10. ゴミは会員各自で片付け、廃棄または持ち帰っていただきます。
11. 本施設の詳細な利用ルールは館内の掲示等に従うものとします。

第 5 条（利用制限・禁止事項）

1. 本サービスを利用する権利は、運営管理者の許可なく第三者に譲渡や貸与をすることはできません。
2. 本施設の利用にあたり、次に掲げる行為 またはこれに類似する行為を行わないものとします。
 - (1) 音、振動または臭気等を発するなどによる他の会員等に対する迷惑行為
 - (2) 居座りや物品の放置等による不当な占有行為
 - (3) 宗教、政治、ネットワークビジネス等への勧誘行為
 - (4) 許可なく看板、ポスター等を設置すること
 - (5) 発火物や危険物等の持ち込み
 - (6) 本施設内での動物の飼育
 - (7) 本施設内の什器・備品類等の持ち出しや落書き等
 - (8) 喫煙および酒類の持ち込み
 - (9) スマートキー（もしくは非接触型 IC カード）の第三者への貸与または譲渡
 - (10) 本施設および本施設の所在する建物（以下「本件建物」といいます。）について、会員の住所または営業所の所在地として、名刺、ホームページ等に表示し、関係者等に通知し、所轄官公庁等に届出等を行い、または登記すること
 - (11) 公序良俗に反する行為、その他運営管理者が不適切と判断する行為
 - (12) その他運営管理者や第三者に対する迷惑行為

3. 運営管理者は、会員が前項の禁止事項に違反していると疑われる場合、会員に対して当該行為の詳細について確認を求めることができるものとし、会員は合理的な範囲でこれに協力をするものとします。

第 6 条（免責）

運営管理者は、次の各号に掲げる事由により会員が被った損害については、その責を免れるものとします。

- (1) 会員の荷物・貴重品・電子データ等の紛失・盗難・破損または汚損等
- (2) 本件建物または本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
- (3) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等
- (4) 他の会員その他の第三者の責に帰すべき事由
- (5) 専用サイトや機器・設備のシステム障害や故障または保守・メンテナンス等

第 7 条（不当行為による利用制限）

会員が下記の事由に該当する行為を行った場合、運営管理者の判断で、会員の以降の本サービスの利用をお断りする場合がございます。

- (1) 運営管理者や他の会員等に損害を与えまたは与える恐れがある行為を行ったと当社が判断した場合。
- (2) 本規約に違反する行為があった場合。

第 8 条（本規約の改定）

1. 運営管理者は、合理的な告知期間をもっていつでも本規約（第 3 条の利用料金を含む）を改定できるものとします。なお、改定した本規約の効力は全ての会員に及ぶものとします。
2. 運営管理者は、本規約の全部または一部を改定する場合、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、効力発生日の 1 ヶ月前までに本施設に掲示し、または、専用サイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを会員に告知します。

以 上